

令和 8 年 3 月 25 日

文 部 科 学 省

初等中等教育局修学支援プロジェクトチーム

「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第二条第一項に規定する標準化対象事務を定める政令に規定するデジタル庁令・総務省令で定める事務を定める命令第八条第一号に規定する事務のうち援助に関する事務の処理に係るシステムに必要とされる機能等に関する標準化基準を定める省令」及び「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第二条第一項に規定する標準化対象事務を定める政令に規定するデジタル庁令・総務省令で定める事務を定める命令第八条第一号に規定する事務のうち援助に関する事務の処理に係るシステムに必要とされる機能等に関する標準化基準を定める省令第三条及び第四条の規定に基づき、同令第三条の文部科学大臣が定める機能要件の標準の細目並びに実装区分及び適合基準日並びに同令第四条の文部科学大臣が定める帳票要件の標準の様式及び細目並びに実装区分及び適合基準日を定める告示案」に関するパブリックコメント（意見公募手続）の結果について

「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第二条第一項に規定する標準化対象事務を定める政令に規定するデジタル庁令・総務省令で定める事務を定める命令第八条第一号に規定する事務のうち援助に関する事務の処理に係るシステムに必要とされる機能等に関する標準化基準を定める省令案」及び「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第二条第一項に規定する標準化対象事務を定める政令に規定するデジタル庁令・総務省令で定める事務を定める命令第八条第一号に規定する事務のうち援助に関する事務の処理に係るシステムに必要とされる機能等に関する標準化基準を定める省令第三条及び第四条の規定に基づき、同令第三条の文部科学大臣が定める機能要件の標準の細目並びに実装区分及び適合基準日並びに同令第四条の文部科学大臣が定める帳票要件の標準の様式及び細目並びに実装区分及び適合基準日を定める告示案」について、令和 8 年 1 月 26 日から令和 8 年 2 月 24 日までの期間、電子政府の総合窓口（e-Gov）の意見提出フォーム・電子メールを通じて、広く国民の皆様から御意見の募集を行いましたところ、合計 3 件の御意見をいただきました。（その他、今回意見募集の対象とする省令案及び告示案に関係しない御意見が 1 件ございました。）

今回御意見をお寄せいただきました多くの方々の御協力に厚く御礼申し上げます。

いただいた主な意見の概要及びそれに対する文部科学省の考え方は別紙のとおりです。なお、とりまとめの都合上、内容により適宜集約させていただいております。貴重な御意見をお寄せいただき、厚く御礼申し上げます。

(別 紙)

分 野	主な意見の概要	文部科学省の考え方
1. 帳票要件について	支援を受ける対象に出される書類の一部がひらがな表記になっていますが、日本語教育を受けていない者にも解る様にとの配慮なら、役所言葉の無理難解な用語も、改めるべきでしょう。 「ふふくがあるばあい」「きさんして」「うったえをていき」「かき」「けいか」で、伝わると思いませんか。 もっと日常的で平易な言葉に、言い換えるべきだと思います。 更にひらがなばかりでは、日本語話者ですら読み辛いことこの上ありません。 漢字に「ふりがな」を振った表記にして、辞書を引けば解るように改めるべきではないでしょうか。	本省令及び告示案は、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律（令和三年法律第四十号）に基づき、「就学事務システム（就学援助）標準仕様書【第4.1版】」（令和8年1月公表）を省令及び告示として定めたものです。そのため、原案のままとさせていただきますが、いただいた標準仕様書の内容に関する御意見は、今後の改定の際に参考とさせていただきます。
	各種費目の実費調査等で、教育委員会と学校間で確認を行う機会が年に複数回発生する。同学年の同姓同名による取り違い等を防ぐために、一覧等の帳票に宛名番号の表示を追加してほしい。	本省令及び告示案は、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律（令和三年法律第四十号）に基づき、「就学事務システム（就学援助）標準仕様書【第4.1版】」（令和8年1月公表）を省令及び告示として定めたものです。そのため、原案のままとさせていただきますが、いただいた標準仕様書の内容に関する御意見は、今後の改定の際に参考とさせていただきます。
2. 機能要件について	省令案に強く反対します。自治体基幹業務システムの標準化基準でマイナンバーカード・オンライン申請を事実上必須化する方向性は、国民	本省令及び告示案は、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律（令和三年法律第四十号）に基づき、「就学事務システム（就学援助

	の負担増大と格差拡大を招くだけです。 標準化でデータ連携・クラウド利用が進むのは理解しますが、マイナンバーカード未取得者（高齢者・低所得層の約20%、総務省2025年データ）が住民票・年金・福祉・子育て給付などの手続きから排除されるリスクがあります。ネット環境やカード取得ができない人は置き去りにされ、生活必需の行政サービスが受けられなくなります。データ紐付けの過多は監視社会を助長し、プライバシー侵害の危険を増大させます。 不正防止のための厳格化はイタチごっこで、新たな偽造手口が出てくるだけです。対策を強化するたびに新たなコストと負担が国民に転嫁され、格差が広がります。改正するなら、マイナンバーカード必須化を避け、紙申請・対面確認・電話確認の代替手段を完全に保証してください。運転免許証・パスポート・健康保険証の目視確認を維持し、すべての国民が安心して行政手続きを利用できる仕組みにすべきです。 行政サービスは生活必需品です。金儲け優先ではなく、公共性を最優先にしてください。省令案の見直しを強く求めます。	）標準仕様書【第4.1版】」（令和8年1月公表）を省令及び告示として定めたものです。そのため、原案のままとさせていただきます。 また、いただいた御意見につきましては、関係する省庁にも共有させていただきます。
--	--	---